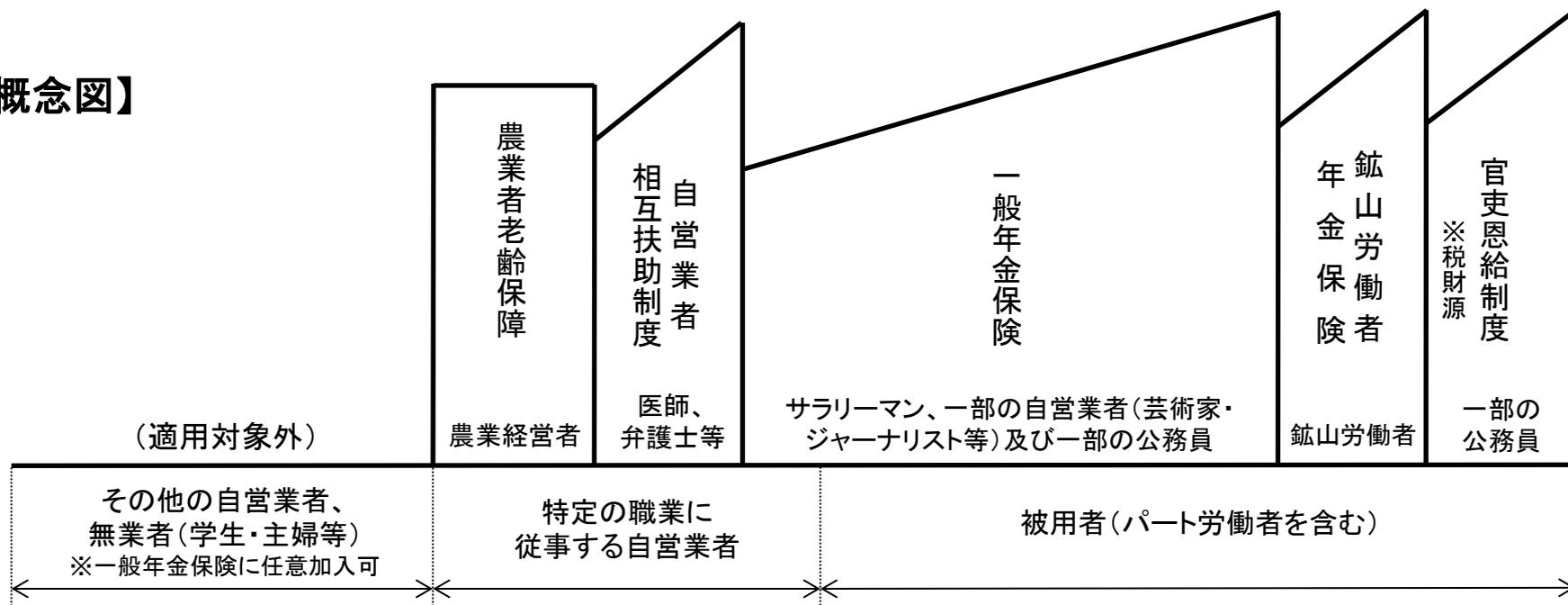


ドイツの年金制度概要

【概念図】



【制度の概要】

社会保険方式の所得比例年金制度が職種ごとに分立

<一般年金保険>

- 対象者 ... サラリーマン、一部の自営業者(芸術家・ジャーナリスト等)及び一部の公務員
- 保険料率(2017年末) ... 被用者: 18.7%(労: 9.35%、使: 9.35%)
 - ※被用者の賃金が月450ユーロ(約6.0万円)以下の場合、労: 3.7%(申請により加入義務免除)、使: 15%。
 - 月450ユーロ超850ユーロ(約11.3万円)以下の場合、労: 賃金に応じて軽減、使: 9.35%。
- 支給開始年齢(2017年末) ... 自営業者: 18.7%
- 最低加入期間 ... 65歳6か月(2029年までに67歳に引上げ予定)
- 財政方式 ... 5年
- 国庫負担(2016年) ... 賦課方式
- ... 給付費の26.2%

※換算レートは2017年12月中に適用された裁定外国為替相場(1ユーロ=133円)による。

【給付の構造】

<一般年金保険>

(老齡年金額の算定式) **個人報酬点数**(※1) × **年金種別係数**(※2) × **年金現在価値**(※3) (月額)

(※1) **個人報酬点数**: 個人の報酬を全被保険者の平均報酬に対する比として各年毎に算定した値を全被保険者期間を通じて合算した点数。

(※2) **年金種別係数**: 年金の保障目的に応じて年金種類別に定められた係数のこと。老齡年金の場合は1.0。

(※3) **年金現在価値**: 全被保険者の平均報酬額に相当する保険料を1年間拠出したときに受給できる老齡年金月額に相当する額(個人報酬点数1点当たりの単価)。

※年金現在価値は、賃金の伸び率や保険料納付者数に対する年金受給者数の比率の変化(持続可能係数)等に応じて毎年スライドする。2017年7月時点で、旧西独地域は31.03ユーロ(約4,100円)、旧東独地域29.69ユーロ(約3,900円)。

【沿革】

1891年	労働者年金保険制度発足
1913年	職員年金保険制度発足
1957年	1957年 年金改革 (年金額の賃金スライド制導入等)
1972年	1972年 年金改革 (自営業者及び専業主婦等に対する任意加入制度の導入等)
1992年	1992年 年金改革 (支給開始年齢の段階的引上げ等)
1996年	1996年 年金改革 (支給開始年齢引上げの前倒し)
2001年	2001年 年金改革 (保険料率への上限設定と給付水準の引下げ等)
2004年	年金持続法制定 <ul style="list-style-type: none"> 年金給付額の算定に用いる「持続可能係数」(年金受給者数と保険料納付者数の比率の変化を年金額に反映させる機能)の導入 給付水準確保条項の改正(所得代替率が2020年までに46%を、2030年までに43%を下回らないこととする)
2005年	一般年金制度発足(職員年金保険と労働者年金保険が統合)
2007年	年金保険支給開始年齢調整法制定 (2029年までに支給開始年齢を65歳から67歳へ段階的に引上げ)
2014年	2014年 年金改革 (「63歳年金」(45年以上保険料納付した者は63歳から減額なしに老齡年金受給可能)の導入等)
2016年	フレキシ年金法制定 <ul style="list-style-type: none"> 定年後も継続就業した場合、将来の年金額を増額 労働収入の限度額を月単位から年単位に変更し、限度額を超える場合の減額率を一律40%に平準化

(資料出所) ・ Deutschen Rentenversicherung Bund(ドイツ年金保険者連合) HP
 ・ 政府発表資料 ほか